

健保だより

題字は 栗田和雄 理事長揮毫



花しょうぶ初夏の訪れ（香川県：栗林公園）

M.M さん

2026 6月号

CONTENTS

P2	健康保険いろは「標準報酬月額・標準賞与額」
P4	令和8年度 健保組合予算早期集計結果の概要
P5	医療費の負担が変わります
P6	受けて安心「特定健診」—毎年受診しましょう！—
P7	健康情報ポータルサイトPep Upのご案内 〈予告〉スマートフォンを活用した体育奨励事業実施のお知らせ
P8	「梨狩り」のご案内
P9	ウォーキング大会のお知らせ「よこはま動物園ズーラシア」
P10	ウォーキング大会のお知らせ「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」
P11	「いちご狩り」の報告／ 組合からのお知らせ／今月の表紙／事業月報
P12	契約保養所（補助金対象施設）をご利用ください／ 令和8年8月の保養所空き状況



東京実業健康保険組合

<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>



受診の際は「マイナ保険証」のご利用を！

標準報酬月額・標準賞与額

毎月、お給料から控除されている健康保険料は、どのような方法で決定されているかご存じですか？健康保険料は「標準報酬月額」をもとに計算して決定します。この「標準報酬月額」を1年に1回見直す「定時決定」の時期が近づいております。今回は、標準報酬月額・標準賞与額の内容についてご説明します。

標準報酬月額

標準報酬月額とは、仮の報酬のこと

健康保険料は、被保険者の収入に応じて決められます。しかし、被保険者の給料は昇（降）給や残業などにより毎月異なる場合が多く、毎月の給料で個々に計算すると事務処理が煩雑になってしまいます。

そこで、被保険者が事業所から受ける報酬をいくつかの幅（等級）に区分した仮の報酬月額に当てはめ、保険料を計算しています。この仮の報酬を「標準報酬月額」といい、標準報酬月額は58,000円から1,390,000円までの50等級に分けられています。

標準報酬月額は保険料を計算するときだけではなく、「傷病手当金」や「出産手当金」などの保険給付金を支給するときや、高額療養費制度の区分にも用いられます。



報酬の範囲

報酬に含めるもの ▶ 労務の対償である給料などすべて

- ① 通貨によるもの
 - 固定的賃金 … 月給・週給・日給・役付手当・家族手当・通勤手当など
 - 非固定的賃金 … 残業手当・能率手当・精皆勤手当など
 - 年4回以上支給される賞与、決算手当・期末手当など

前払いされる退職金

退職金に相当する金額の全部または一部を在職中に給与や賞与に上乗せして受ける場合、その受ける金銭は労務の対償としての性質が強く、通常の生計に充てられる収入としての意義が大きいため、報酬または賞与として扱います。

- ② 現物によるもの
 - 食事・住宅・通勤定期券・給与としての自社製品など

報酬に含めないもの ▶ 臨時に受けるもの、年3回以下の賞与等は報酬に含めない

- ① 通貨によるもの
 - 労務の対償でないもの
事業主が恩恵的に支給する結婚祝金、災害見舞金や公的保険給付として受ける年金、健康保険の傷病手当金など
 - 臨時・実費弁償的なもの
大入袋・出張旅費など
 - 年3回以下の賞与・決算手当等
(後述の標準賞与額の対象)
- ② 現物によるもの
 - 食事 (本人からの徴収額が現物給与価額により算定した額の2/3以上の場合)
 - 住宅 (本人からの徴収額が現物給与価額により算定した額以上の場合)
 - 被服 (貸与される事務服・作業服などの勤務服)

● 標準報酬月額決定方法と適用期間 ●

標準報酬月額の決定・改定には
4つの時期があります

1 【定時決定】毎年9月に決定・改定する

毎年1回、4月、5月、6月の3カ月間の給与をもとに標準報酬月額が決定・改定され、その年の9月から翌年の8月までの保険料計算などに使われます。

2 【随時改定】給与が大幅に変わったとき

昇給(降給)等の固定的賃金の変動に伴って給与が大幅(標準報酬月額が2等級以上の差)に変わったときは、変動月から4カ月目の標準報酬月額から変更されます。この場合、支払基礎日数が17日(特定適用事業所等に勤務する短時間労働者は11日)以上あることが必要です。

健康保険の標準報酬月額

標準報酬月額		報酬月額	
等級	円	円以上	円未満
1	58,000	～	63,000
2	68,000	63,000	～ 73,000
}			
19	240,000	230,000	～ 250,000
20	260,000	250,000	～ 270,000
21	280,000	270,000	～ 290,000
}			
49	1,330,000	1,295,000	～ 1,355,000
50	1,390,000	1,355,000	～

報酬月額(給与の総額)が
25万円以上27万円未満の場合は、
標準報酬月額は20等級の26万円
となります。

健康保険料 = 標準報酬月額 × 保険料率

当組合保険料率9.9%(事業主と被保険者が折半負担)
被保険者負担分の保険料は、

26万円 × 9.9% × 0.5 = 12,870円となります。

※40歳以上の場合は、介護保険料が上乗せされます。

※子ども・子育て支援金が、令和8年4月より徴収を開始しています。

3 【資格取得時決定】会社に就職したとき

4 【産前産後休業終了時改定・育児休業等終了時改定】 産前産後休業や育児休業を終了し職場復帰したとき

詳しくは
こちら



標準賞与額

標準賞与額とは、賞与額の1,000円未満を切り捨てた額

標準賞与額とは、実際に受けた賞与について1,000円未満を切り捨てた額をいいます。賞与にかかる保険料は、この標準賞与額に月額給与と同率の保険料率をかけ、事業主と被保険者が折半負担します。標準報酬月額のような等級区分はありません。

なお、標準賞与額には健康保険・厚生年金それぞれ上限が設定されており、健康保険では年度の標準賞与額の累計額が573万円を上限とし、これを超える場合はすべて573万円と見なします。

● 賞与の範囲 ●

名称のいかんを問わず労務の対償として年3回以下に支給されるもの

金銭によるもの

賞与・ボーナス・期末手当・決算手当・年末一時金などの賞与性のもの、季節性のもの、その他定期性でなくとも一時的に支給されるもの

現物によるもの

賞与等として自社製品などの金銭以外で支給されるもの(時価による)

※名称のいかんにかかわらず、諸規程または賃金台帳等から判別します。

電子申請をご利用ください

電子申請の対象となる届出

KPFD 様式(CSV データ)による届出

資格取得届、資格喪失届、算定基礎届*、月額変更届*、賞与支払届*

* 特定法人(資本金1億円を超える大規模事業所)は、3届出の電子申請による届出が義務化されています。また、電子申請の義務化は各特定法人の事業年度から適用され、社会保険労務士や社会保険労務士法人が、義務化の対象となる法人に代わって手続きを行う場合も含まれます。

なお、特定法人以外の事業所も電子申請で、ご提出いただけます。

問合せ

東京実業健康保険組合 本部 適用課 TEL 03-3663-1361(代) 城西支部 適用係 TEL 03-3342-8821(代)
城南支部 適用係 TEL 03-5537-2400(代) 城北支部 適用係 TEL 03-3980-1501(代)

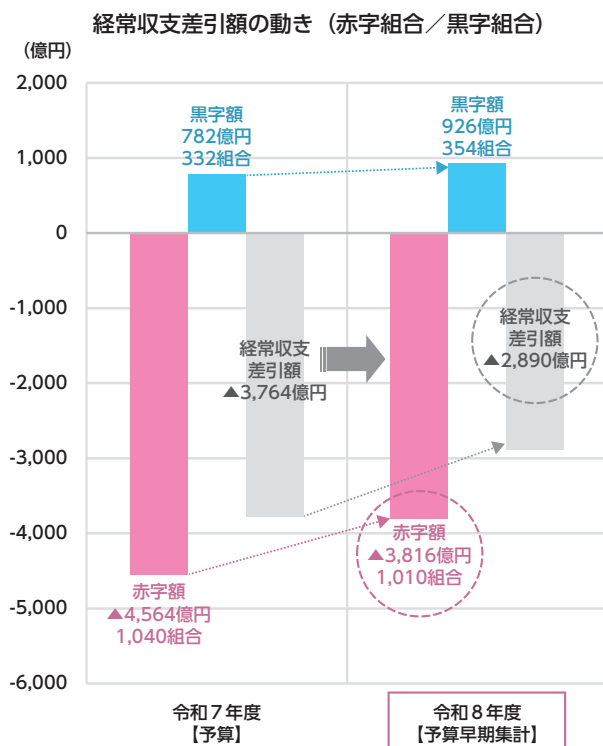
令和8年度健保組合予算早期集計結果の概要

令和8年度は2,890億円の赤字予算

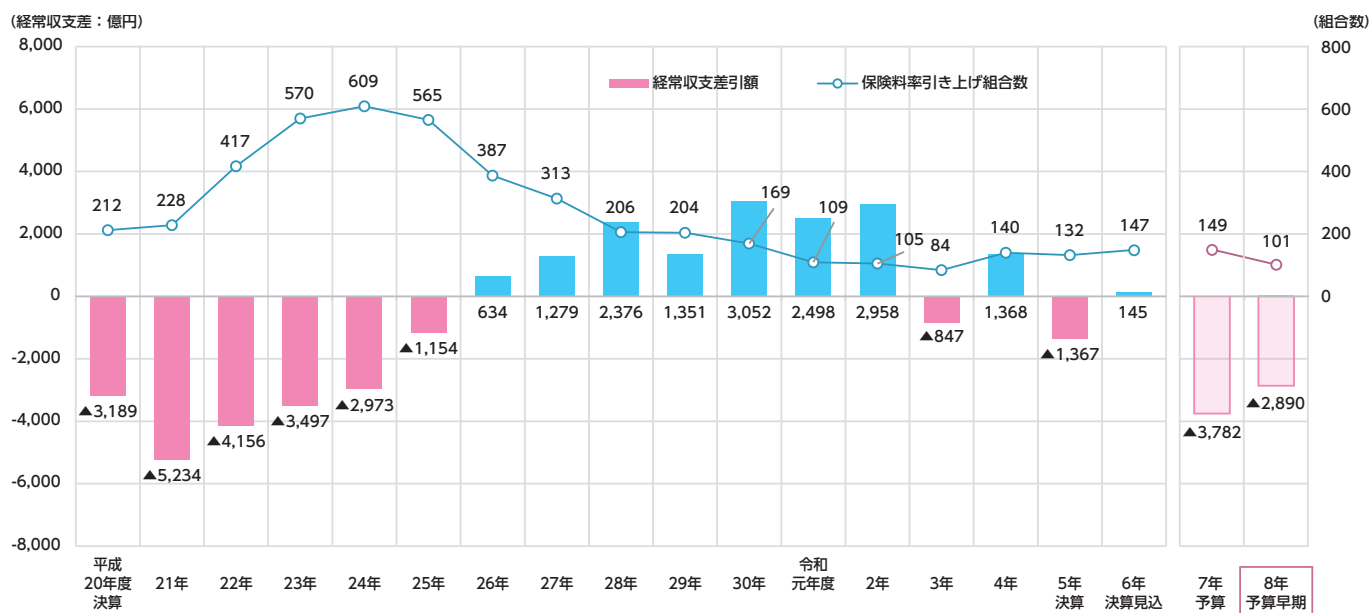
健康保険組合連合会(健保連)が4月28日に「令和8年度健保組合予算早期集計結果の概要」を公表しました。
この予算早期集計は、令和8年度における健保組合の財政状況等を早期に把握するため、報告のあった1,362組合の数値をもとに、同年4月1日時点に存在する1,364組合の財政状況を推計したものです。

POINT

- ◆**経常収支**：経常収入は9兆7,636億円(対前年度予算比+4.0%)、経常支出は10兆526億円(+2.9%)で、経常収支差引額は▲2,890億円の赤字となる見通し。全体の約7割の組合が赤字へ。
- ◆**保険料収入**：被保険者数の堅調な伸びや賃金引き上げ効果を反映して+3.8%(+3,549億円)の増加。
- ◆**保険給付費**：+3.4%(+1,745億円)の増加とやや低い伸び。これは、令和8年度に実施された診療報酬引き上げによる医療費の増加を見込んだ結果と考えられる。
- ◆**高齢者等拠出金**：+2.2%(+873億円)の増加。現役世代の減少が続く中、全年齢に占める高齢者の医療費の割合は上昇を続け、前期高齢者納付金が+1.3%(+210億円)の増加、後期高齢者支援金が+2.8%(+662億円)の増加となった。
- ◆**保健事業費**：データヘルス計画等、加入者の健康維持・増進のための保健事業費は、対前年度比+3.0%(+143億円)増の4,906億円を計上した。



経常収支差引額および保険料率引き上げ組合数の推移



※令和8年度の料率引き上げ組合数は、7年度-8年度両年度にわたり報告のあった1,360組合に基づく数値である。
National Federation of Health Insurance Societies(KEMPOREN)



医療費の負担が 変わります



診療報酬改定や健康保険制度の見直しにより、
令和8年6月から順次、健康保険の医療費の自己負担が変わります。

診療報酬 とは…

病院や診療所が診察・検査・治療を行った際に、国が定めた基準に基づいて支払われる「医療の値段」です。国が2年に1度見直しており、全国各地で受けても同じ価格が適用されます。これにより、誰もが公平に医療を受けられる仕組みになっています。
今回の改定率は診療報酬本体で+3.09%です。医療現場の人的費・コスト増への対応が大きな柱となりました。一方で薬価は-0.86%、材料価格は-0.01%となりました。

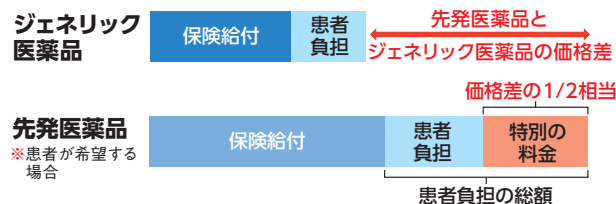
令和8年
6月1日から

ジェネリック医薬品のある 先発医薬品を選択した場合の 特別の料金の引き上げ

ジェネリック医薬品がある薬で、先発医薬品を希望する場合には、医療費の自己負担にプラスして特別の料金がかかる仕組みになっています。

特別の料金は、先発医薬品とジェネリック医薬品の価格差の4分の1の額から、令和8年6月より**2分の1**の額へ引き上げられます。

※医療上の理由から先発医薬品を使用する必要がある場合や、流通の問題でジェネリック医薬品の在庫がない場合などは対象外です。



令和8年
6月1日から

入院時の食費・光熱水費の 引き上げ

物価上昇等を反映し、入院時の食費負担については、1食当たり40円引き上げられます。

65歳以上の人が療養病床に入院した場合にかかる光熱水費の負担額も1日60円引き上げられます。

自己負担額

	令和8年5月まで	令和8年6月から
食事療養 標準負担額	1食510円	1食 550 円
生活療養 標準負担額	1日370円 + 1食510*円 *医療機関によっては1食 470円	1日 430 円 + 1食 550 *円 *医療機関によっては1食 510 円

※低所得区分の方などは引き上げ幅が圧縮されます。

※指定難病患者等の方は1食330円となり、1日にかかる光熱水費の負担はありません。

令和8年
8月1日から

高額療養費制度の 自己負担限度額の引き上げ

高額療養費制度は、1ヵ月の医療費の自己負担が一定の限度額を超えた場合に、超えた分が払い戻される制度です。限度額は所得・年齢によって異なります。この限度額が、令和8年8月から引き上げられます。

例) 70歳未満で年収370万円～770万円の方の
自己負担限度額 (3割負担)

令和8年7月まで	令和8年8月から
80,100円 + 一定額を超えた医療費の1%	85,800 円 + 一定額を超えた医療費の1%

併せて、長期療養者の負担が過度に増えないよう、年間上限額が新設されます。1年間の自己負担の累計が一定額を超えた場合、それ以上の負担は不要となります。

なお、令和9年8月からは、所得区分を5段階から13段階に細分化した上でさらなる自己負担限度額の引き上げが予定されています。

※住民税非課税世帯については負担増を抑える配慮がなされます。

令和8年
6月1日から

医療機関の診察料の 引き上げ

初診料の基本額は据え置きとなる一方、再診料の基本額がわずかに引き上げられます。また、物価高騰への対応として「物価対応料」が新設され、さらに、医療従事者の賃上げを支援する「ベースアップ評価料」も拡充されます。物価対応料・ベースアップ評価料はいずれも令和9年6月に倍増する段階的な設計です。これらにより、初診料・再診料ともに窓口での自己負担額が増加します。そのほかにも入院基本料など幅広く診療費が引き上げられます。

令和8年6月からの診察料

自己負担額は、以下の表の金額の原則3割となります。

初診	初診料	2,910円 (据え置き)
	物価対応料	20 円 (新設)
	ベースアップ評価料	170 円～ 230 円 (+ 170 円)
再診	再診料	760 円 (+ 10 円)
	物価対応料	20 円 (新設)
	ベースアップ評価料	40 円～ 60 円 (+ 40 円)

※ベースアップ評価料の下限は新たに賃上げを開始した医療機関、上限は令和6年度から継続して賃上げに取り組む医療機関の場合。

受けて安心「特定健診」

毎年受診しましょう！

当組合では、生活習慣病予防のため、40歳から74歳の被扶養者および任意継続被保険者の皆さまを対象に、メタボリックシンドロームに着目した「特定健診」を下記のとおり実施いたしますのでご受診ください。



当組合がご家族の方などに向けて実施している特定健診は次の2種類です。

I

健康保険組合連合会（健保連）が健診団体の中央組織と契約する「集合契約Aタイプ」

全国の契約健診（医療）機関 約2,300施設（令和8年4月現在）

⇒4月1日現在のデータを基に対象者のご自宅に受診券を送付いたします。

お申込みから受診までの流れ

圧着封筒
（受診券）
が届く



圧着封筒に記載の契約健診（医療）機関より受診を希望される施設に直接電話予約

※圧着封筒には自宅住所に近い契約健診（医療）機関を掲載しています。記載以外の契約健診（医療）機関をご希望の場合は、当組合ホームページにてご確認ください。

受診当日に下記①～③を持参

- ① 受診券
- ② ⑦マイナ保険証（受診する施設がマイナンバーカードに対応している場合のみ）
 - ①資格確認書 ②マイナポータルの保険資格画面
 - ③マイナ保険証+資格情報のお知らせ
- ③ 自己負担金 1,500円（税込）

⑦⑧のいずれか1点

II

一般社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会（東振協）が健診機関と契約する「E区分」

全国の契約健診（医療）機関 約1,000施設（令和8年4月現在）

⇒当組合ホームページに「申込書」と「E区分（東振協指定契約健診（医療）機関）」を掲載しています。

お申込みから受診までの流れ

専用の【申込書6-1】または【申込書6-2】を組合本部 健康管理課へ提出し、受診カードの交付を受ける

受診カード受取後、受診を希望される契約健診（医療）機関に直接電話予約

受診当日に下記①～③を持参

- ① 受診カード
- ② ⑦マイナ保険証（受診する施設がマイナンバーカードに対応している場合のみ）
 - ①資格確認書 ②マイナポータルの保険資格画面
 - ③マイナ保険証+資格情報のお知らせ
- ③ 自己負担金 1,500円（税込）

⑦⑧のいずれか1点

以下の健診を受ける予定または受けた方は「特定健診」の検査項目が含まれておりますので、「集合契約Aタイプ」、「E区分」を受診する必要はありません。



- 生活習慣病予防健診（B区分、D1区分、D2区分）
- 女性生活習慣病予防健診〈会場型〉（C1区分、C3区分）
- 総合健診〈日帰り人間ドック〉（東実総合健診センター、契約施設）



当組合が実施する健康診断は、年度内（4月から翌年3月末日まで）に1回受診できます。

＜当組合が実施する健康診断以外で特定健診を受診した40歳以上の被扶養者の方へお願い＞

健保組合は、特定健診の実施と報告が義務付けられています。

パート先など、当組合で実施している健診以外で特定健診の検査項目を含む健診を受診した方は「健診結果表」のコピーと特定健診「質問票」を健康管理課へご提出いただきますようお願いいたします。

※【申込書6-1】・【申込書6-2】および特定健診「質問票」は、当組合ホームページよりダウンロードできます。

★詳細は、当組合ホームページをご覧ください。

NEWS&TOPICS「健診関係」➡【令和8年度「特定健康診査（特定健診）」の実施について】



問合せ・申込み

東京実業健康保険組合 健康管理課

〒103-8465 東京都中央区東日本橋3-10-4
TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510





パソコンやスマートフォンからアクセスすることができるWebサービスで、健康保持・増進を目的としたさまざまな健康コンテンツを提供いたします。

また、健康診断結果からご自身の「健康年齢」をチェックでき、利用者の健康状態に合わせた記事が配信されます。

日々の体重管理やバイタルデータを記録でき、ご自身の体調管理や生活習慣改善に活用できます。

“健康知識”を身に付け、生活習慣の見直し・改善のきっかけを提供するサービスです。

ペップアップでできること

- 1 健康診断の確認
 - 2 健康年齢
 - 3 ジェネリック医薬品の確認
 - 4 ご自身の健康状態に合ったコンテンツの提供
 - 5 お薬手帳機能
 - 6 日々の体重管理やバイタルデータの記録
 - 7 スマホウォーキング等健康チャレンジへの参加
- ※対象者は、被保険者および被扶養配偶者

▼パソコンやスマートフォンからアクセスできるWEBサービスです



スマートフォンを活用した 体育奨励事業実施のお知らせ

令和8年度も、スマートフォンアプリ「Pep Up (ペップアップ)」を活用したウォーキング大会を開催いたします。

アプリ内の「ウォークラリー機能」を活用し、楽しみながら歩数を伸ばせるイベントです。日頃の運動不足解消や健康づくりのきっかけとして、ぜひご参加ください。

なお、エントリーは「Pep Up」アプリから行いますので、Pep Upの登録がお済みでない方は、事前の申請・登録が必要となります。申請から登録完了まで約2週間程度を要しますので、参加をご希望の方はお早めにお手続きをお願いいたします。

皆さまのご参加をお待ちしています。

参加には「Pep Up」の事前登録が必要です！

- ＜参加対象者＞ 被保険者および被扶養配偶者
- ＜開催期間＞ 10月1日(木)～11月30日(月)
- ＜エントリー期間＞ 8月1日(土)～9月30日(水)
- ＜エントリー方法＞ 個人でもチーム(2名～10名)でもエントリーできます。
▶エントリーは「個人参加」「チーム参加」いずれもエントリー期間中に、Pep Upのウォーキングラリー画面から“参加ボタン”を押下してください。
- ＜競技方法＞ 個人、チーム別に当組合が設定した目標歩数(1日平均歩数)のクリアを目指します。
- ＜表彰＞ 目標歩数をクリアした方全員に、電子マネー等に交換できるポイントを進呈。さらに、チームエントリー者には上乘せポイント獲得のチャンスがあります。

Pep Upユーザー登録申請はこちら



★参加条件やエントリー方法等についての詳細は、当組合ホームページをご覧ください。(7月中旬～掲載予定)
NEWS&TOPICS「イベント」➡【スマホウォーキング大会2026を開催します！】



梨狩りのご案内

梨狩りに参加しよう!



開催場所 日時

① 初清園

(千葉県松戸市串崎新田 215)

開催日 9月5日(土)・9月12日(土)

受付時間 9:00~11:00

交通 京成松戸線「くぬぎ山」駅下車 徒歩10分

② 大野梨園

(千葉県船橋市三咲1丁目3-1)

開催日 9月12日(土)・9月19日(土)

受付時間 10:00~12:00

受付場所: 大野梨園大穴圃場
(千葉県船橋市大穴南 2-647-2)

交通 京成松戸線「滝不動」駅下車 徒歩10分

※雨天決行(荒天の場合中止することがあります。)

※開催の有無は当日8:00に当組合ホームページNEWS&TOPICSの「イベント」に掲載いたします。



※お車でのお来園はご遠慮ください。(初清園の駐車場は、ご利用いただけません。また、大野梨園(狩場)には、駐車場はございません。)公共交通機関をご利用ください。

参加資格

組合員(当組合の被保険者および被扶養者)

募集人数

① 初 清 園 200名(各日100名)

② 大 野 梨 園 400名(各日200名)

※重複してのお申込みはできません。

参加費

無 料



申込方法

■WEB申込みの方

7月9日(木)23:59までに当組合ホームページNEWS&TOPICSの「イベント」に掲載する申込専用フォームより、個人・家族・グループ単位でお申込みください。

※迷惑メール対策やドメイン指定受信などを設定している方は、受付確認メールが届かない場合がありますので「@dynax.jp」の受信許可設定をお願いいたします。

■FAXまたは郵送で申込みの方

7月9日(木)(必着)までに専用の申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXまたは郵送にてお申込みください。

※申込書は、当組合ホームページよりダウンロードできます。

参加決定

応募多数の場合は抽選とし、当選された方にのみ8月6日(木)にご案内いたします。

■WEB申込みの方

申込み時に登録したメールアドレスに通知を送信いたします。

■FAXまたは郵送で申込みの方

送付先住所へ通知をお送りいたします。

★詳細は、当組合ホームページをご覧ください。
NEWS&TOPICS「イベント」→【「梨狩り」のご案内】



問合せ・申込み

東京実業健康保険組合 施設課

〒103-8465 東京都中央区東日本橋3-10-4
TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510





ウォーキング大会のお知らせ



よこはま動物園ズーラシア

●開催日 9月26日(土)

※雨天決行(荒天の場合中止することがあります。)

※開催の有無は当日8:00に当組合ホームページNEWS & TOPICSの「イベント」に掲載いたします。

●受付時間 9:00~12:00 (開園時間9:30 ~ 16:30)

●開催場所 よこはま動物園ズーラシア (神奈川県横浜市旭区白根町1175-1)

●参加資格 組合員(当組合の被保険者および被扶養者)

●募集人数 500名(小学生以上)

●参加費 無料

※当日ご参加の組合員(小学生以上)の方に「入園券」および園内で使えるクーポン券を進呈いたします。



●申込方法 WEB申込みの方

7月30日(木)23:59までに当組合ホームページNEWS&TOPICSの「イベント」に掲載する申込専用フォームより、個人・家族・グループ単位でお申込みください。

※迷惑メール対策やドメイン指定受信などを設定している方は、受付確認メールが届かない場合がありますので「@dynax.jp」の受信許可設定をお願いいたします。

FAXまたは郵送で申込みの方

7月30日(木)(必着)までに専用の申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXまたは郵送にてお申込みください。

※申込書は、当組合ホームページよりダウンロードできます。

●参加決定 応募多数の場合は抽選とし、当選された方にのみ8月26日(水)にご案内いたします。

WEB申込みの方

申込み時に登録したメールアドレスに通知を送信いたします。

FAXまたは郵送で申込みの方

送付先住所へ通知をお送りいたします。

★詳細は、当組合ホームページをご覧ください。

NEWS&TOPICS「イベント」

→【ウォーキング大会「よこはま動物園ズーラシア」のお知らせ】



問合せ・申込み

東京実業健康保険組合 施設課

〒103-8465 東京都中央区東日本橋3-10-4
TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510



WEB
申込み



ユニバーサル★ スタジオ★ジャパン

★開催日★ 10月31日(土)

※営業時間はユニバーサル・スタジオ・ジャパン公式ホームページにてご確認ください。
○当日は園内を自由に散策してください。

★開催場所★ ユニバーサル・スタジオ・ジャパン

★参加資格★ 組合員(当組合の被保険者および被扶養者)

★募集人数★ 600名

★参加費★ 大人(中学生以上) 子ども(4歳~小学生) シニア(65歳以上)

※参加当日満3歳以下は無料です。
各料金に対し、1,700円の補助をいたします。

★申込方法★ <WEB申込みの方>

7月30日(木) 23:59までに当組合ホームページNEWS & TOPICSの「イベント」に掲載
する申込専用フォームより、個人・家族・グループ単位でお申込みください。

※迷惑メール対策やドメイン指定受信などを設定している方は、受付確認メールが届かない場合があります
ますので「@dynax.jp」の受信許可設定をお願いいたします。

<FAXまたは郵送で申込みの方>

7月30日(木)(必着)までに専用の申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXまたは郵送にて
お申込みください。

※申込書は、当組合ホームページよりダウンロードできます。

★参加決定★ 応募多数の場合は抽選とし、当選された方にのみ9月中旬にご案内いたします。

<WEB申込みの方>

申込み時に登録したメールアドレスに参加費の振込口座等をお知らせいたします。

<FAXまたは郵送で申込みの方>

送付先住所に参加費支払いのご案内等をお送りいたします。

★詳細は、当組合ホームページをご覧ください。

NEWS & TOPICS「イベント」

➡【ウォーキング大会「ユニバーサル・スタジオ・
ジャパン」のお知らせ】



「いちご狩り」 の報告

令和8年度「いちご狩り」が、4月11日(土)神奈川県横須賀市の津久井浜観光農園にて開催されました。天候にも恵まれ多くの方にご参加いただきありがとうございました。

組合からのお知らせ

■事務担当者の皆さまへ

▶賞与支払届提出のお願い

賞与等の支払いがあった場合には、支払日より5日以内に「被保険者賞与支払届」の提出をお願いいたします。賞与支払予定月に賞与の支払いがなかった場合でも、「賞与不支給報告書」の提出が必要になります。

また、賞与支払予定月に変更があった場合は、「賞与不支給報告書」に変更後の賞与支払月を記載して提出をお願いいたします。

■契約健診(医療)機関の新規契約等について

1.生活習慣病予防健診「施設健診」(A1・B・D1・D2区分)の契約健診(医療)機関に新規契約がありましたのでご案内いたします。

●新規契約

都道府県名	コード番号	契約健診(医療)機関名称	所在地	電話番号	D区分	上部消化管内視鏡	子宮	乳房 超音波 マンモ
東京	13495	医療法人社団優人会 優人クリニック城南	東京都大田区大森西5-25-11 ヴィラ・グラノーバ2階	03-3643-0077	×	○	○	● ●
神奈川	14071	医療法人社団健松会 新赤坂クリニック横浜	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 3-32-13 第2安田ビル9F	03-5770-1250	○	△	○	● ●
大阪	27093	医療法人大阪健昌会 うめだ健診プラザ	大阪府大阪市北区大深町2-2 PRIME GATE UMEDA 2階~4階	06-6373-7000	○	○	○	○ ○
広島	34021	医療法人社団 ヤマナ会 広島生活習慣病・がん健診センター福山	広島県福山市光南町2-1-1	084-999-7222	○	○	○	○ ○

※①乳房診検査欄の●印は、検査の際「視・触診」が実施されます。

自己負担金が発生する事がありますので予約の際ご確認ください。

②上部消化管内視鏡検査欄の△印は、ドックのみの実施です。

自己負担金が発生する事がありますので予約の際ご確認ください。

2.「脳検査」契約健診(医療)機関に新規契約がありましたのでご案内いたします。

●新規契約

都道府県名	契約健診(医療)機関名称	所在地	電話番号	脳検査料金(税込)
東京	医療法人社団 けいせい会 東京北部病院	東京都足立区江北6-24-6	03-3854-3181	29,700円
神奈川	医療法人社団メディカルフェニックス メディカルスキャンニング関内	神奈川県横浜市中区真砂町3-28 柳下ビルディング4F	045-663-5557	26,400円
大阪	医療法人大阪健昌会 うめだ健診プラザ	大阪府大阪市北区大深町2-2 PRIME GATE UMEDA 2階~4階	06-6373-7000	29,700円
広島	医療法人社団 ヤマナ会 広島生活習慣病・がん健診センター福山	広島県福山市光南町2-1-1	084-999-7222	22,000円

今月の表紙

M.Mさん

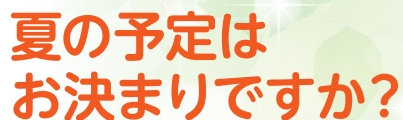
花しょうぶ初夏の訪れ
(香川県：栗林公園)



栗林公園の花菖蒲園で凛と咲き誇る花しょうぶに目を奪われました。池に咲き渡る鮮やかな青紫色が、涼やかな風に揺れています。初夏の瑞々しい緑と静寂が包み込む、心洗われるような美しい風景でした。

東京実業健康保険組合 令和8年4月分 事業月報

【事業所数】	2,931 件
【被保険者数】	336,674 人
男	160,218 人
女	176,456 人
【平均標準報酬月額】	340,054 円
男	394,279 円
女	290,820 円
【保険料調定額】	12,931,417,100 円
【支出総額】	12,217,268,595 円
【法定給付】	6,406,046,210 円
【付加給付】	129,063,600 円
【拠出金等】	4,981,516,000 円
【その他】	700,642,785 円



**契約保養所
(補助金対象施設)を
ご利用ください**

当組合では、組合員1人につき年度内5泊を
限度として、下記の①～③の補助金対象施設
をご用意していますので、ぜひご利用ください。

1 ● 割引契約保養施設

補助金額

1人1泊 **3,000円**

2 ● 契約オートキャンプ場

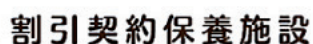
補助金額 ※日帰り利用は対象外

1サイトまたは1棟1泊 **3,000円**

3 ● 公的契約保養施設

補助金額

1人1泊 **2,000円**



対象施設は当組合ホームページ「保養施設」の「契約保養所（補助金対象施設）」よりご確認ください。



問合せ・申込み

東京実業健康保険組合 施設課

〒103-8465 東京都中央区東日本橋3-10-4
TEL03-3663-1361(代) FAX03-3663-1510

★令和8年8月保養所空き状況（令和8年5月末現在）

満室
 若干余裕あり
 余裕あり
 休 休館日

[illegible]

※6月1日以降の電話予約は含まれていませんので、異なる場合があります。

※空室状況はホームページから確認できます。

東京実業健康保険組合報

健保だより(毎月1回)

第74卷 6月号

東京実業健康保険組合 兼編集 発行所

〒103-8465 東京都中央区東日本橋3丁目10番4号
☎03(3663)1351(代)



城西支部

〒163-0560 東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル36階
☎03(3342)8821(代)

城南支部

〒105-8440 東京都港区新橋2-19-10 新橋マリンビル4階
☎03(5537)2400(代)

城北支部

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-33-8 NBF池袋タワー4階
☎03(3980)1501(代)

アイコンについて



こちらにも
掲載して
います。

ホームページにも情報が掲載されています。以下のアドレスにアクセスしてください。【スマートフォン対応】



<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>



申請書がホームページからダウンロードできます。
「ホーム」の「NEWS & TOPICS」または「申請書
一覧」より各項目をクリックしてください。